

# 国民年金における任意加入の特例（高齡任意加入）について

# 国民年金における任意加入制度の概要

## 60歳以上65歳未満の任意加入【年金法附則第5条（昭和60年改正による措置）】

- ◆ 国民年金は、20歳以上60歳未満の40年間の納付により満額の老齢基礎年金が支給される。その上で、当該期間に保険料の未納期間や未加入期間があり老齢基礎年金に必要な資格期間を満たしていない者の受給権の取得、また、保険料納付済期間とならない期間があり老齢基礎年金が満額とならない者が年金額を増額することを目的として、昭和60年の改正において、60歳以上65歳未満の期間、保険料納付済期間が480月に達するまで国民年金に任意加入することが認められた。

## 65歳以上70歳未満の任意加入の特例（高齢任意加入）【平成6年改正法附則第11条・平成16年改正法附則第23条】

- ◆ 平成6年の改正において、年金受給権確保の観点から任意加入の対象を拡大し、老齢基礎年金の支給開始年齢である65歳に達した時点でも老齢基礎年金受給に必要な資格期間の25年間※の要件を満たすことができず、老齢基礎年金を受給できない者に対する措置が講じられた。

具体的には、老齢基礎年金の受給権を有しない者を対象に、65歳以上70歳未満の期間も老齢基礎年金受給に必要な資格期間に達するまで、任意加入の特例として国民年金へ加入することを認め、保険料を納付することにより年金の受給権に結びつけることとされた。なお、時限措置として、対象者は昭和30年4月1日以前に生まれた者のみが対象とされた。

※ 平成29年8月から老齢基礎年金受給に必要な資格期間は10年間に短縮されている。

- ◆ さらに、平成16年の改正において、昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた者まで対象とされた。

## 国民年金における任意加入制度の対象者



## ◆利用状況

	総数	男子	女子
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)	14,047,188	7,405,416	6,641,772
国民年金第1号被保険者	13,848,985	7,329,562	6,519,423
任意加入被保険者			
59歳以下（在外邦人）	39,557	13,248	26,309
60～64歳	157,140	61,795	95,345
任意加入被保険者の特例			
65歳以上	1,506	811	695

(資料出所) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 単位：人

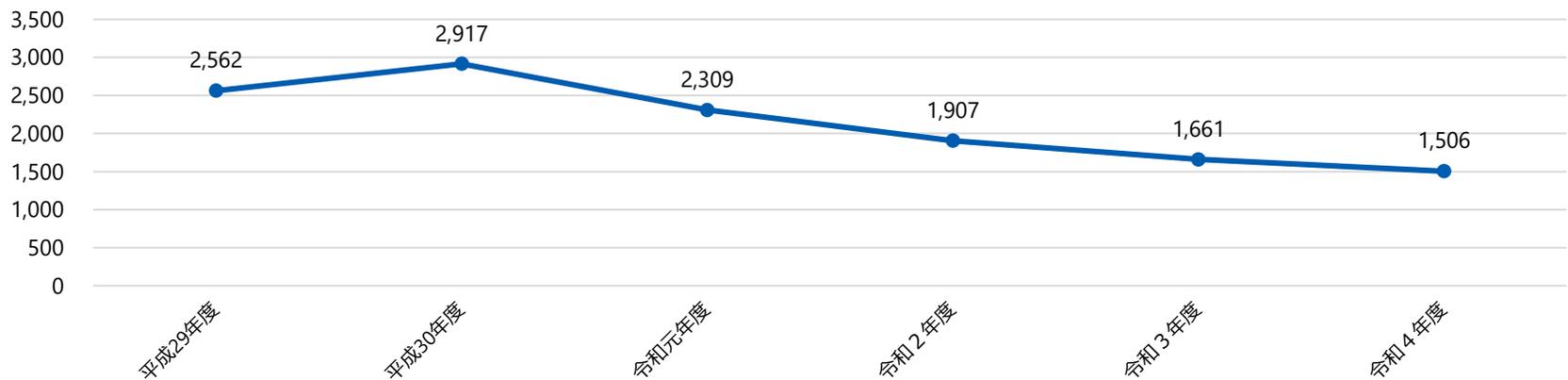
# 任意加入の特例（高齢任意加入）の対象者の見直し

## 【見直しの方向性】

- ◆ 年金制度は、保険事故が発生するまでの間に保険料を拠出することとされており、老齢基礎年金の支給要件である65歳到達後に保険料を拠出できる任意加入の特例として位置づけられている。
- ◆ 任意加入の特例は、昭和40（1965）年4月1日（昭和39年度）までに生まれた者を対象とした時限措置であり、令和11（2029）年度には昭和40年4月1日生まれの者が65歳に到達する。
- ◆ こうした中で、任意加入の特例は、老齢基礎年金受給に必要な資格期間を満たさない者を年金受給権の取得につなげる重要な役割を果たしており、令和4年度時点でも任意加入の特例を利用している者の数は約1,500人存在する。  
※老齢基礎年金の受給に必要な資格期間の要件が25年から10年に短縮された（平成29（2017）年8月施行）ことを契機に利用者の人数は減少している。
- ◆ これまでの改正経緯等も踏まえ、引き続き保険料納付意欲がある者の年金受給の途を開くため、年金受給権確保の観点から、昭和50（1975）年4月1日（昭和49年度）までに生まれた者まで対象とする方向で検討する。

## 制度利用者数（年度別）

（人）



（出典）厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

注）年度別の数値は年度末時点